

## 2. 試験および評価規程

### (目的)

第1条 この規程は、学則第26～29条に基づいて、試験および評価に関する細則を定めることを目的とする。

### (単位認定試験)

第2条 各科目の科目責任者は、単位認定試験等を行う。

- a. 定期試験：各科目につき学期末に行う。但し、科目によっては随時行われる場合もある。
- b. 追試験：試験当日、病気その他やむを得ない理由で欠席した者に対し行う。
- c. 再試験：試験の結果、不合格になった場合、卒業までに所定の単位を修得できない見込みの者に対し、科目責任者が必要と認めた場合に行う。

### (受験資格)

第3条 次の場合は単位認定試験等の受験資格を認められない。

- a. 授業出席時間数不足の場合  
授業開設予定時間数に対し、
  - 一、講義、演習を3分の1を超えて休んだ場合
  - 二、実験、実習、実技を4分の1を超えて休んだ場合
- b. 履修登録を行っていない場合
- c. 授業料その他納付金未納の場合

### (評価の基準)

第4条 成績の評価に関する配点は、優（80点以上）、良（80点未満から70点）、可（70点未満から60点）、不可（60点未満）とする。

- 2 前項の成績の評価又は科目の原成績（素点）に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という）を設定し、不合格の授業科目を含めて、グレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「G P A」という）を算出し、総合成績評価を行うものとする。
- G P Aに関し必要な事項は別に定める。

### (追試験)

第5条 試験等を当日受験できない者は、教務課に電話等でその理由を連絡し、速やかに欠席届（様式第12号）を提出すること。なお、無届欠席の場合は追試験の受験を認めない。

- 2 追試験を希望する者は、追試験願（様式第2号）にその理由を証明するもの（診断書・事故証明等）を添付し、教務課に提出すること。なお、提出期限は、試験当日より1週間以内とする。但し、手続きは、土日・祝祭日を除く8時半から17時までとする。
- 3 教務部長より受験を認められた者は、教務課に受験料を納めること。
- 4 追試験を欠席した者に対して、再度追試験は行わない。但し、相当の理由があると判断される場合は、審議の上、認める場合がある。

### (追実習)

第6条 やむを得ない理由により実習時間が不足した者に対し行うことがある。

- 2 手手続きは、第5条に準じる。なお、届出様式は、追実習願（様式第2号-2）とする。
- 3 追実習を欠席した者に対して、再度追実習は行わない。但し、相当の理由があると判断される場合は、審議の上、認める場合がある。

(再試験)

第7条 再試験を希望する者は、再試験願（様式第2号）に受験料を添え、試験前日までに教務課に提出すること。但し、手続きは、土日・祝祭日を除く8時半から17時までとする。

2 再試験の結果が不合格となった者に対して再度再試験は行わない。

(再実習)

第8条 科目責任者が必要と認めた者に対し行うことがある。

2 手手続きは、第7条に準じる。なお、届出様式は、再実習願（様式第2号-2）とする。

3 再実習の結果が不合格となった者に対して再度再実習は行わない。

(掲示)

第9条 次については、教務課より掲示する。

- a. 試験結果
- b. 追・再試験の該当者及び試験日時
- c. その他、試験に関すること

(再受講)

第10条 既に単位の認定を受けている科目を再受講しても、評価は行わない。

(試験当日の心得)

第11条 試験当日は次の点を厳守すること。

- a. 試験中は、学生証を机の右上端に呈示する。学生証を携帯していない場合は試験開始前に教務課に申し出て仮学生証の発行を受けること。
- b. 試験開始5分前には着席しておくこと。
- c. 試験開始時刻に遅れた場合は、試験会場前で静かに待機すること。試験開始より15分経過時点でのみ入場を許可する。監督員の指示に従い静かに着席すること。
- d. 特段の指示がない場合は、試験開始より30分経過すれば退場できる。但し、退場後の再入場並びに付近の廊下等での待機を禁止する。
- e. 机上には筆記用具及び時計（時計機能のみ）以外のもの（筆入れ、計算機、下敷き等）を置いてはならない。許可されていない物は必ずカバン等に入れ、足下に置くこと。鉛筆の濃度はHB以上、シャープペンシルはB以上とし、プラスティック消しゴムを使用すること。

(不正行為)

第12条 試験中に以下の不正行為を行った者は直ちに退場を命じられ、学則第47条により懲戒を受ける。更にその学期（通年科目を含む）の全履修科目の単位は認定されない。

- a. 自己の代わりに他人に、答案・論文・レポートを作成させた者及びその代筆者
- b. 使用を許可されていない資料等を使用した者
- c. 無断に携帯電話等の操作を行った者
- d. カンニングペーパー及びそれに類するメモ等を使用した者および使用を許可された所持品又は机等に解答、それに類するものを書き込んだ者
- e. 他人の答案を見たり、他人に答案を見せた者
- f. 他人の受験を妨害したり、みだりに席を離れた者
- g. 試験内容に関する私語を行った者
- h. その他、不公正と見られる行為を行った者

2 単位認定に必要なレポート等の作成において以下の不正行為を行った者は、前項本文に準じる。なお、不正行為の確認は、客観的事実確認により行う。

- a. 自己の代わりに他人に解答を作成させた者及びその代筆者
  - b. 他人の答案を複写したり、複写させたりした者
  - c. その他、不公正と見られる行為を行った者
- 3 実習記録に以下の不正行為を行った者は、学則第 47 条により懲戒を受ける。更に該当実習科目的単位は認定されない。（当該実習科目が複数年に渡り開講される場合、当該実習の最終開講学年までの単位認定を行わず、その翌年度に再履修を要する）  
なお、不正行為の確認は、客観的事実確認により行う。
- a. 他人の実習記録を複写したり、複写させたりした者
  - b. 複写を許可されていない書類等を複写した者
  - c. 自己の代わりに他人に実習記録を作成させた者およびその代筆者
  - d. その他、不公正と見られる行為を行った者

(成績評価に関する異議申立て)

第 13 条 学生は、履修した授業科目に係る成績評価に対し、疑義等がある場合は異議申立てをすることができる。

2 成績評価に関する異議申立てに関し必要な事項は別に定める。

#### 付 則

- この規程は、平成 18 年度から施行する。  
この規程は、平成 23 年度から施行する。  
この規程は、平成 25 年度から施行する。  
この規程は、平成 26 年度から施行する。  
この規程は、平成 28 年度から施行する。  
この規程は、令和 2 年度から施行する。  
この規程は、令和 3 年度から施行する。